平成 27 年 9 月 18 日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
大阪市北区茶屋町 19 番 19 号
阪急リート投資法人
代表者名
執行役員　白木　義章
（コード番号：8977）
資産運用会社名
阪急リート投信株式会社
代表者名
代表取締役社長　白木　義章
問合せ先
経営企画部長　中野　彰久
TEL. 06-6376-6823

「情報共有に係る協定書」の見直しに関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である阪急リート投信株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日開催された取締役会において「情報共有に係る協定書」の見直しを行い、新たに「情報共有等に係る協定書」を締結することを決定し、本日付で締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．見直しの概要

本資産運用会社は、阪急電鉄株式会社、阪急不動産株式会社及び阪急インベストメント・パートナーズ株式会社との間で締結した平成 17 年２月１日付「情報共有に係る協定書」（以下「前協定書」といいます。）の内容を見直すこととし、その結果、前協定書の当事者間で、新たに「情報共有等に係る協定書」（以下「新協定書」といいます。）を締結することを決定し、新協定書を本日付で締結しました。

なお、新協定書の締結により、前協定書は効力を失い、以後新協定書の規定が効力を有することになります。

２．見直しの背景・理由

本投資法人は、平成 27 年５月期で第 20 期の決算を迎えました。この間、第 16 期のスポンサーグループとの資産入替え、その後の２年連続での公募増資等により本投資法人は着実に成長を続けており、第 20 期末の資産規模（取得価格ベース）は 1,393 億円となりました。

また、本投資法人が平成 17 年 10 月に上場してから 10 年近くが経過することから、本資産運用会社において、ポートフォリオマネジメントの強化を目的に「投資企画室」を新設するなど、持続的な成長に向けた態勢整備を進めています。こうした中で、スポンサーとの連携により行ってきた不動産情報の提供・共有について、これまで蓄積してきた運用実績を踏まえて、対象とする情報の内容や運用方法等に関して一定の整理が必要と考えました。

加えて、投資物件を最適なタイミングで取得するための取引形態であるウェアハウジングについても、複数件の実績ができ、新たなスポンサーサポートの形態として明示的にスポンサーと合意することが必要かつ有用と判断するに至りました。

このような状況を踏まえ、本資産運用会社が前協定書の当事者である阪急電鉄株式会社、阪急不動産株式会社及び阪急インベストメント・パートナーズ株式会社と協議を行った結果、スポンサーグループから本資産運用会社が提供を受ける情報の内容及び当該情報の共有方法等について、一部見直しを図ることとしました。更に、これと併せて、スポンサーグループによる本投資法人に対するウェアハウジング機能の提供につ

いても、関連する規定を新たに盛り込むことで合意に至り、新協定書を締結することといたしました。
本投資法人及び本資産運用会社は、引き続きより効率的かつ機動的な物件取得検討体制の構築を進めるとともに、今後の持続的成長に向けて、スポンサーグループとの緊密な協働関係の活用により、適正価格での優良物件の取得を目指します。

３．前協定書からの主な変更・追加点

（１） 阪急電鉄、阪急不動産及び阪急インベストメント・パートナーズは、自らが所有又は開発する適格不動産（本投資法人が一般に公表する投資基準を満たす収益用不動産等をいう。以下同じ。）に係る売却情報を、他の新協定書の当事者及び第三者に優先して本資産運用会社に提供する。また、本資産運用会社が投資法人による当該適格不動産の取得検討を申し出たときは、売却情報を提供した当事者は、本資産運用会社に対して優先交渉権を付与する。

（２） 阪急インベストメント・パートナーズは、自らがアセット・マネジメント業務を受託する特別目的会社等が所有する適格不動産を売却しようとする場合には、当該適格不動産の売却情報を、遅くとも第三者に対して情報提供する時点まで（同時を含む。）に、本資産運用会社に提供する。

（３） 阪急電鉄、阪急不動産及び阪急インベストメント・パートナーズは、外部から適格不動産に該当する物件の情報を取得した場合には、新協定書の当事者間で当該情報を共有する。また、本資産運用会社が、当該物件の取得に着手することを希望する旨を申し出た場合、当該情報取得者は本投資法人による当該物件の取得に向けて、本資産運用会社と誠実に協議する。

（上記（１）～（３）に関する前協定書の内容：収益用不動産に関する売却情報を取得した場合、情報取得者は遅滞なく他の本協定当事者に対して通知する。また、売却情報が適格不動産に該当する場合、他の前協定書の当事者は、本資産運用会社に対し、当該収益用不動産の取得に関して優先交渉権を付与する。）

（４） 阪急電鉄又は阪急インベストメント・パートナーズは、本資産運用会社からウェアハウジングの依頼を受けた場合、これを真摯に検討するとともに、ウェアハウジングを実施することにつき同意した場合には、適格不動産を自ら取得し、又は、阪急インベストメント・パートナーズは自らがアセット・マネジメント業務を受託する特別目的会社等を取得者として取得させるべく、最大限努力する。

（新協定書において新設）

以　　上

＊ 本資料の配布先：兜倶楽部、大阪証券記者クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
＊ 本投資法人のウェブサイト http://www.hankyu-reit.jp/